

令和 2 年 12 月 28 日
福 祉 保 健 局

災害時における栄養・食生活支援活動に関する 協定を締結しました

災害発生時、乳幼児や高齢者など栄養・食生活の配慮を必要とする方々への支援を行うことは、健康管理上、重要なことです。

そこで東京都では、災害が発生した際、栄養・食生活上の課題に速やかに対応できる体制を整備するため、公益社団法人東京都栄養士会との間で協定を締結いたしましたので、お知らせします。

1 協定名

災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定

2 協定締結先

公益社団法人東京都栄養士会

3 協定の内容

災害発生時、避難所等において栄養・食生活上の配慮が必要な方々への支援を行うため、管理栄養士等を派遣する場合の協力について必要な事項を定めています。

詳細は、別紙「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書」をご覧ください。

4 協定締結日

令和 2 年 12 月 28 日（月曜日）



協定締結式の様子

【問合せ先】

福祉保健局保健政策部健康推進課
電話 03-5320-4357（直通）

災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都栄養士会（以下「乙」という。）とは、災害時における栄養・食生活の支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

- 第1条 この協定は、災害時において、要配慮者等へ栄養・食生活の支援をするため、都内区市町村又は道府県等からの要請に基づき、甲が避難所等へ管理栄養士及び栄養士の派遣を実施する場合における乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 甲は、乙と都内区市町村又は道府県等との協力関係の確保について、必要な調整に努める。

（派遣）

- 第2条 甲は、災害時における栄養・食生活の支援活動を実施するため、必要があると認めた場合は、乙に対し協力を要請する。
- 2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに、管理栄養士及び栄養士を、甲が指定する被災地域に派遣する。

（業務等）

- 第3条 派遣する管理栄養士及び栄養士（以下「派遣管理栄養士等」とする。）が行う業務は、次のとおりとする。
- （1）災害時要配慮者等に対する栄養・食生活指導
 - （2）疾病者用食品等の提供に係る業務
 - （3）その他、必要な業務
- 2 派遣に必要な移動手段、宿泊先及び食糧の確保は、乙が行う。

（指揮命令）

- 第4条 派遣管理栄養士等は、その業務内容等について、活動場所における指揮者等の指示に従う。

（報告）

- 第5条 乙は、甲の要請に基づく業務を実施したときは、その状況を記録するとともに、活動終了後速やかに、活動実績を甲に報告するものとする。

（費用弁償等）

- 第6条 甲が行う支援活動において、甲の要請に基づき、乙が第3条に定める業務を実施した場合に要する経費は、甲が負担する。
- 2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定める。

(体制の整備)

第7条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、派遣体制及び甲との連絡体制の整備に努める。

(防災訓練等への参加)

第8条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定期間が満了する日の3か月前までに、甲乙からこの協定を終了する旨の申出がないときは、更に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年12月28日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都新宿区四谷三丁目9番地
乙 公益社団法人東京都栄養士会
代表者 会長 西村 一弘